

議会活性化特別委員会 最終報告（要約）

委員長 弓達 秀樹

当委員会は、平成30年12月定例会において、市民に開かれたより信頼される議会となるよう、大洲市議会基本条例の検証及び評価、推進を図り、自らの改革と議会機能の強化及び活性化に資するために設置されました。

これまで18回の委員会と2回の行政視察を実施し、当委員会に付議された事項について、調査・検討を行ってきました。

○議員定数に関すること

次期改選期における議員定数について、計6回にわたり他市の状況等も見ながら検討を重ね、「現在の人口2千人に議員1人という状況は、近隣の市の状況を見ても妥当」、「地域住民の声を市政に届けるためにも議員を減らすべきではない」などの考えから「現状維持」との意見や、「災害の復興が道半ばで、いまだ仮設住宅などで生活されている方々のことを考え

ると我々も痛みを感じるべき」、「市民に言われてからではなく、議員自らが率先して削減に動くべき」などの考えから「1名減」とすべきとの意見がありました。

全会一致を目指して、最後まで議論を尽くしましたが、定数を現状維持とする意見と減員すべきとの意見に分かれたため採決を行った結果、賛成多数により、次の一般選挙の議員定数については現状維持とすることに決しました。

○「大洲市議会基本条例」の検証、評価及び推進に関すること

「大洲市議会基本条例」の達成状況等について検証を行い、検証対象外を除く約8割の条文が達成または一部達成しているという評価で、本市議会が条例の趣旨に即して一定の活動ができていたとの検証結果となりました。

今後は、この検証結果に満足することなく、検証で出された課題や改善策について、達成に向けて引き続き調査・検討する必要があると考えています。

○議会ICT化に関すること

議会運営の効率化や議会機能の強化、危機管理体制の強化等を行うため、タブレット端末の有効性について調査・検討を行い、令和3年10月の議員改選後にタブレット端末を導入することを決定しました。

その後、新型コロナウイルスによる世界的な半導体不足が原因で、令和3年10月までに端末の調達ができなくなったため、導入時期については、今後の状況を注視し、調達の目的が立ち次第、早期に導入を進めることとしました。

○議員選出監査委員に関すること

平成29年6月の地方自治法の一部改正により、議員から選出する監査委員の選任の義務付けが緩和され、委員を選任するかしないか、各自治体の判断により選択できるようになったものです。

議員選出監査委員が置かれているメリット・デメリットや、他市の状況等について調査・検討しましたが、現状維持とする意見が多数を占め、引き続き、議員の中から

ら監査委員を選出するのが妥当との結論となりました。

○議会への女性参画に関すること

女性をはじめ多様な人材の参画を推進するため、「大洲市議会会議規則」における会議の欠席事由に、育児や看護、介護、配偶者の出産補助等を明文化するとともに、出産については産前6週・産後8週の欠席期間に配慮した規定を整備するなど、会議規則の一部改正を行いました。

○その他活性化に関すること

大洲市内で災害等が発生した場合に、議会及び議員が適切な対応を図るために必要な事項を定めた「大洲市議会災害等対応指針」の制定や、市民が傍聴しやすい環境を整えた「大洲市議会傍聴規則」の一部改正、より開かれた議会を目指し、公職選挙法で認定された通称名や旧姓について議会での使用ができるものとする「大洲市議会議員の通称名等の使用取扱要綱」を制定しました。

○総括

当委員会における調査は終了し